



中間前金払 Q&A

令和4年6月10日
登米市契約検査室

Q1 中間前金払とはどのようなものですか？

A1 現在、1件あたりの請負代金額が130万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4（現在は、東日本大震災に係る特例で10分の4.5）以内の前金払ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2以内で追加して支払う前払金のことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A2 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が130万円以上の建設工事です。ただし、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q3 中間前金払のメリットは何ですか？

A3 中間前金払は、「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。

「部分払」の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q4 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A4 当初契約における請負代金額が130万円以上の建設工事について、当初の前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q5 実際の工事の出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前払金を請求することができますか？

A5 上記「A4」の条件をすべて満たしていれば、（予定出来高の消化状況に関係なく）請求することができます。

Q 6 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 6 「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して工事監督員に提出してください。

なお、「工事履行報告書」に記載された進捗率の数値の根拠が不明な場合は、根拠となる資料の提出を求めることがあります。

また、その他必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

Q 7 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 7 発注者は、「中間前金払認定請求書」の提出があったときは、「工事履行報告書」等により中間前金払ができる要件を満たしているかどうかの調査を行い、要件を満たしている場合は、「中間前金払認定調書」を請負者に交付します。

この「認定請求」から「認定調書の交付」までの期間は、原則7日（注）以内となっています。

なお、支払いについては、「中間前払金請求書」及び保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を受領した日から14日以内に中間前払金の支払いを行います。

（注） 請負者から提出された書類について内容の不備・提出の遅滞があった場合、連休期間前、その他特別の事情がある場合は、期間内に通知できないことがあります。

Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどのようになりますか？

A 8 中間前払金の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ、当初の前払金との合計が10分の6（現在は、東日本大震災に係る特例で10分6.5）を超えることはできません。（具体例については、次の例を参考にしてください。）

① 変更契約の内容が増額変更の場合

（例） 当初の請負代金額 1,000万円、増額変更 100万円、当初前払金 450万円

① $11,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 2,200,000 \text{ 円}$

② $11,000,000 \text{ 円} \times 65\% - 4,500,000 \text{ 円} = 2,650,000 \text{ 円}$

中間前払金請求可能額は①の 2,200,000 円となります。

② 変更契約の内容が減額変更の場合

（例） 当初の請負代金額 1,000万円、減額変更 100万円、当初前払金 450万円

① $9,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 1,800,000 \text{ 円}$

② $9,000,000 \text{ 円} \times 65\% - 4,500,000 \text{ 円} = 1,350,000 \text{ 円}$

中間前払金請求可能額は②の 1,350,000 円となります。

Q 9 当初契約時の請負代金額が130万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が130万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 9 中間前払金は、前払金を受領していることが前提となりますので、当初契約時の請負代金額が130万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が130万円以上となっても中間前金払の対象としません。

逆に、当初契約時の請負代金額が130万円以上であった工事については、その後減額変更により請負代金額が130万円未満となった場合でも、中間前金払の対象としま

す。

Q10 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A10 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

Q11 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A11 中間前金払後の部分払の請求は可能です。ただし、部分払後は、中間前払金の請求を行うことはできません。